

意見書

2022年8月25日

総務省総合通信基盤局
事業政策課御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

電話番号 03-5304-7511

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>P.15 (2) 検討</p> <p>(前略) インターネットショッピング等の特定の分野に限定した検索機能・サービスについては取得する利用者情報の範囲や社会経済的影響力は限定的であるため対象外(後略)</p>	<p>同一会社の別サービスや系列会社の別サービスと結合される可能性も無いわけではないため、実質的な利用者数を検討する必要が今後出てくるのではないかと考えます。</p>
<p>P.16,17 (3) 対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上である電気通信役務 <p>P.19 (3) 対応の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者並びに検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務の要件(利用者数に係るものを除く。)に該当する電気通信役務を提供する第三号事業を営む者は、毎年度、報告年度経過後1月以内に、当該報告年度の月間アクティブ利用者数の年平均値が、無料の電気通信役務にあっては900万以上、有料の電気通信役務にあっては450万以上である電気通信役務を提供している場合は(後略) ・具体的には、まず「①無料の場合900万以上1,000万未満(有料の場合450万以上500万未満)」又は「②無料の場合1,000万以上(有料の場合500万以上)」のいずれかに該当する者は、その旨を報告することとする。その後、①に該当する者は、「①→②」又は「①→③無料の場合900万未満(有料の場合450万未満)」となった場合(②に該当する者は、「②→ 	<p>これらの利用者数については、「アクティブ」の考え方、そしてその計算方法等の定義についても検討し統一する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、数値の信憑性をどう評価するのかなど、一定の評価基準が必要ではないかと考えます。</p>

<p>①」又は「②→③」になった場合) にその旨を、③に該当する者は、「③→①」又は「③→②」になった場合にその旨を報告することとし、それ以外の場合は、報告を不要とする。</p>	
<p>P.34 (3) 対応の方向性</p> <p>特定利用者情報の取扱い責任者である特定利用者情報統括管理者の要件としては、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることに加え、「利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令等に関する業務、若しくはこれらの業務を監督する業務に3年以上従事した経験（他業種を含む。）を有すること又は同等以上の能力を有すると認められること」を要件とすることが考えられる。</p>	<p>「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位」とは、実際にはどのレベルを指すのかなどが、今後ガイドライン等で示される必要があると考えます。</p> <p>また、左記でいう「利用者に関する情報」が電気通信事業法上の利用者に関するものであるとすれば、他業種で経験できる場合はどのような場合になるか、あるいは一般的な企業法務でも良いのか明確にされることが必要と考えます。</p> <p>単に一般的な個人情報の安全管理でよければ、そのように省令上も明記されるのが適当と考えます。</p>